

(1) 支出が認められるもの

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する交通費、宿泊費等
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する会費、交通費、宿泊費、受講料等
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する会場費、機材借上費、交通費、資料印刷費等
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する印刷・製本代、原稿料等
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する書籍購入代、雑誌購読料等
広報費	議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する広報誌（紙）・報告書等印刷費、送料、交通費等
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な事務用品費、通信費、使用料、賃借料等

(2) 支出が認められないもの

項目	内容
政党活動に関する経費	党大会への出席、賛助金、政党の広報紙等印刷・発送、政党組織の事務所の設置及び維持（人件費を含む。）、その他政党活動に要する経費
選挙活動に係る経費	各種選挙等での支援活動、選挙ビラ作成、その他選挙運動及び選挙活動に要する経費
後援会活動に係る経費	後援会の広報紙等の印刷・発送、後援会事務所の設置及び維持（人件費を含む。）、後援会主催の町政報告会等の開催、その他後援会活動に要する経費
私的活動に係る経費	冠婚葬祭、宗教活動、その他私的活動に要する経費 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	事務所又は自動車の購入又は維持・修理に要する経費 社会通念上妥当性を越えた経費及び公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費